

栃木市企業立地促進条例

「栃木市企業立地促進条例」は、市内への企業の立地を促進するために「立地奨励金」と「用地取得奨励金」の2つの支援措置を設け、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、本市経済の発展に資することを目的として、平成23年10月1日から施行となりました。

立地奨励金

固定資産税及び都市計画税相当額を

最大 **3** 億円
交付！

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 物品の製造、加工、修理、販売を行う施設 物流、情報サービス、研究開発を行う施設 |
| 対象区域 | ①市内の産業団地・工業団地 ②用途地域 ③左記以外 |
| 交付額 | 固定資産税及び都市計画税相当額（上限額：総額3億円） *市内移転、敷地内建替の場合は、立地前後の税額の増額分のみを交付 |
| 交付期間 | 5年間（対象区域①、②） 2年間（対象区域③） |
| 交付要件 | <ul style="list-style-type: none">投下固定資産額が1億円以上（物品の販売を行う施設は2億円以上）栃木市に住所を有する新規雇用が5人以上（物品の販売を行う施設は10人以上）用地取得から5年以内に操業開始 |

用地取得奨励金

宇都宮西中核工業団地の

用地
取得額の **10** %を
交付！

| | |
|------|---|
| 対象施設 | 立地奨励金の対象施設と同じ |
| 対象区域 | 宇都宮西中核工業団地 |
| 交付額 | 用地取得額の10% |
| 交付要件 | <ul style="list-style-type: none">立地奨励金の交付要件を満たすこと事業主体から対象区域の用地を取得すること |

《交付手続き》

